

# 奈良工業高等専門学校ダイバーシティ推進委員会規程

令和4年2月10日 制定

令和5年8月18日 改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）にダイバーシティ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、ダイバーシティ推進に関する事項のうち以下の項目を審議する。

- 一 男女共同参画に関する事
- 二 女性技術者・研究者の養成支援及び裾野拡大に関する事
- 三 他部門からの要請に基づくダイバーシティ推進に関する事項の調整に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 専任教員のうち校長が指名した者
  - 二 一般教科から選出された専任教員 1名
  - 三 専門各学科から選出された専任教員 各1名
  - 四 総務課課長補佐（総務担当）
- 2 前項第二号及び第三号にかかわらず、第一号の者が所属する一般教科又は専門学科にあつては、第一号の者をもってその選出に代えることができる。
- 3 第一項四号の者に欠員が生じた場合、総務課事務職員のうち総務課長が指名する者をもってその選出に代えることができる。

## (委員の任期)

第4条 前条第1項第一号から第三号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第一号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、第3条第1項第二号及び第三号に掲げる者のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の参加)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規程（平成24年9月13日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年8月18日から施行する。